

社内の体制

(1) 相談窓口の設置

当社においては、カスタマーハラスメントへの対応を現場任せにすることなく、会社全体の問題として組織的に対応します。従業員の心の健康にも配慮するため、カスタマーハラスメントに関する相談を受け付ける相談窓口を設置します。

相談に当たっては、就業規則に基づき、相談者や相談内容に関係する者のプライバシーや名誉を尊重し、知り得た事実の秘密を厳守します。また、相談等を理由に不利益な取扱いをされることは一切ありません。

① 相談窓口

- ・カスタマーハラスメントに関する相談窓口として以下の相談対応者を設定する。相談者は、いずれの相談対応者への相談も可能とする。

【社内】株式会社 Haru 新宿オフィス 担当：総務部 高野少娟

電話：03-6709-9291 メール：takano@haru-tokyo.com

(注) 営業所の場合、原則、各責任者を相談対応者とする。

【社外】小さな会社サポートオフィス 担当：中小企業診断士 平野智一

電話：090-8686-8033 メール：tomoichiseigo0905@gmail.com

② 相談方法

- ・対面、電話、オンライン、メールで実施する。

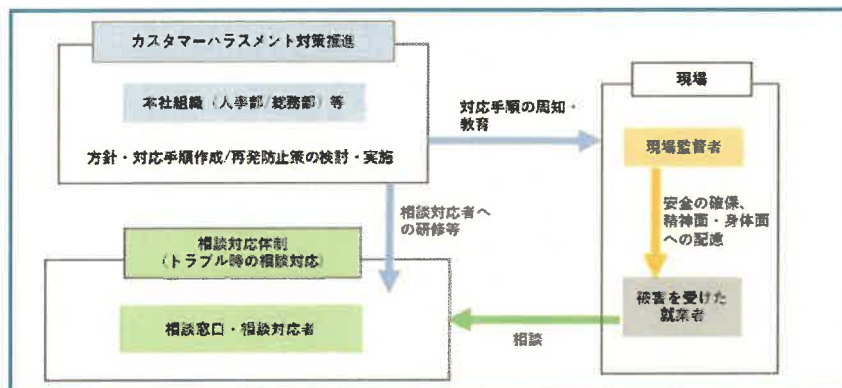
③ 相談対応の手順

- ・相談対応者は、以下の手順で相談対応を実施する。
 - ✓相談者から聞き取りを行い、発生時の事実関係を確認する。ただし、フラッシュバックによる二次被害が生じないように、事案に応じて、状況を把握する現場監督者等に確認する。
 - ✓相談者が証拠（対応記録メモ、写真、録音・録画データ等）を保有していれば、内容を確認する。
 - ✓客観的な証拠等に基づき、顧客等の要求内容の妥当性、要求態様の相当性などを検討し、カスタマーハラスメントに当たる行為か判断する。
 - ✓カスタマーハラスメントと判断した場合、「5 カスタマーハラスメントへの対応」に基づき、対応の中止や警察への通報など、適切な対応方法を指示する。
 - ✓カスタマーハラスメントではないと判断した場合、通常のクレーム対応として、適切な対応方法を指示する。
 - ✓顧客等からの暴力やセクシャルハラスメントなど、緊急性を伴う状況を確認した場合、現場監督者または相談対応者が対応を代わり、顧客等から従業員を引き離す。また、状況に応じて警察や弁護士と連絡を取りながら、安全を確保する。

④ 相談対応者の留意事項

- ・相談対応者は、以下の事項に留意して相談対応を実施する。
 - ✓初期対応が非常に重要であり、適切、迅速に対応する。
 - ✓相談者にプライバシーを保護し不利益な取扱いをしない旨を伝える。
 - ✓相談者が対面の相談を望まない場合、他の方法を教示する。
 - ✓相談者の心身の状況に配慮するとともに、話に真摯に耳を傾け、意向に沿いながら、詰問にならないよう丁寧に聞く。
 - ✓相談者にメンタルヘルス不調の兆候がある場合、当社の産業医、産業カウンセラー、臨床心理士等の専門家に相談対応を依頼する。
 - ✓相談者が顧客等からセクシャルハラスメントを受けた事案の場合、相談者の希望に応じて同性の相談対応者が対応する。
 - ✓事案に応じて、相談対応者のみで対応することが難しいと判断した場合、総務部（電話：03-6709-9291）または外部相談員（電話：090-8686-8033）に相談する。

【相談対応フロー】



（資料）厚生労働省「顧客ハラスメント対策企業マニュアル」を一部引用又は参照